

令和3年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月3日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月3日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美 登 利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		子ども 課長	舘林 久美	介護支援 課長	後藤 雅幸
		住民課長	飯田 和泉		
	産設業部	部長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	黒川 康治		
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	2番	三浦 知将	3番	石原 裕介	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所信表明
- 日程第4 報告第1号 令和2年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第26号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第27号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第28号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第29号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第30号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第31号 蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第32号 新蟹江小学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 日程第12 議案第33号 蟹江北中学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 日程第13 議案第34号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第35号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和3年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問の撮影、放映許可願がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしましたので、よろしくお願ひします。

それでは、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、皆様には円滑な議会運営にご協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。5月12日より再び発出されておりました緊急事態宣言は、6月20日まで延長され、蟹江町においても新たな感染者が断続的に発生しておるなど、感染のリスクが依然として高い状態にあります。皆様には、身の回りの感染リスクを考慮していただき、感染予防に努めていただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願ひがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようよろしくお願ひいたします。

傍聴される皆様にお願ひ申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力お願ひいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで、去る5月26日に開催されました議会運営委員会の協議の結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇いただきますようお願いいたします。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

去る5月26日水曜日午前9時から、議会運営委員会を開催いたしました。

その結果について。

1、会期の決定については、令和3年6月3日木曜日から6月23日水曜日までの21日間と

します。

次に、議事日程についてです。

本日6月3日木曜日午前9時より、所信表明、議案上程、付託、精読、全員協議会。補足でございますが、全協では、事前にお知らせした案件のほかに、冒頭のところでコロナ関連についての説明がなされるということですので、申し添えます。

それから、4日金曜日午前9時、3日に終了または開催できなかった場合。

10日木曜日午前9時より、総務民生常任委員会、議案第26号から議案第31号、付託事件審査になります。その後、所管事務調査です。それから、午後1時30分、防災建設常任委員会、所管事務調査です。

15日火曜日です。午前9時より代表質問です。その後、議会広報編集委員会、8月1日発行号の割り付けをします。そして、議会運営委員会、意見書等の取りまとめです。

16日水曜日午前9時です。15日に終了または開催できなかった場合であります。

23日水曜日午前9時、委員長報告、議案審議、採決、閉会となります。

次に、3、総務民生常任委員会、所管事務調査についてです。

6月10日木曜日、付託事件審査終了後に、今後の調査について行います。

4番です。防災建設常任委員会、所管事務調査についてです。

6月10日木曜日です。今後の調査について打ち合わせを行います。

次に、5番、代表質問についてです。

質問順序については、1番、新風、高阪議員、2番、新政会、吉田議員、3番、日本共産党、板倉議員、4番、公明党、山岸議員、5番、立憲民主党、飯田議員、そして6番、新風、安藤議員の順番になりますので、よろしく申し上げます。

それから、質問場所についてです。

最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行います。なお、質問は30分以内で行い、質問回数の制限はしないものとします。

質問の通告についてです。

通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ提出する、通告するということが、これは皆さんされております。

それから、6番、意見書等についてです。

3月定例会以降に提出された(1)ないし(4)の意見書の取り扱いについては、代表質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議します。

1番としまして、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2番目、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書。

3番です。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

4番です。学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書。

以上です。

それから、その他になります。

議員総会の開催について。令和3年6月3日、本日です。木曜日の全員協議会終了後及び23日水曜日、閉会後に開催をします。場所は本会議場です。

それから、議員普通救命講習会の開催について。議員互助会の令和3年度事業計画で開催を予定しているが、コロナ感染状況を鑑みて、6月実施は見送り、時期未定の延期とします。

3番です。議会報告会の開催について。日時は令和3年10月30日土曜日、午後2時を予定しております。場所は蟹江中央公民館分館（産業文化会館）の4階大会議室です。

なお、このコロナ禍の状況によりまして、開始日時及び場所については、諸事情により変更となる場合があります。

また、報告内容については、各常任委員会で協議の上で、改めてまとめます。また、コロナ関係について議会としてまとめることも提案されました。

最後に、報告資料の作成スケジュールについては、本日の議員総会で協議の予定であります。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前9時09分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時12分)

○議会運営委員長 吉田正昭君

すみません。先ほどの報告の中で、議会報告会の開催についてを、令和3年10月、どうも20日とかいう報告をしてしまいまして、訂正させていただきたいと思います。

正式には令和3年10月23日土曜日ということで、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番三浦知将君、3番石原裕介君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 「所信表明」を行います。

蟹江町長から所信表明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇、よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

今、議長さんからご登壇ということで許可をいただきましたが、所信表明の前に、皆様方にちょっと新型コロナウイルス感染対策の、今、切り札とされておりますワクチン接種の状況についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

当町では、5月26日、過日木曜日からでありますけれども、蟹江町保健センターにおきまして、集団接種を開始いたしました。本日午後にも接種の予定をしておりますが、高齢者、65歳以上の方の、今現在、約、今日で16%に当たります1,630人の1回目接種が完了する予定でございます。高齢者の皆様には、安心・安全な接種ができるよう、日々改善を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

また先ほど、冒頭、議運の委員長さんからありましたように、この後の全員協議会の冒頭でまたお話をさせていただくことになると思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

所信表明。

本日ここに、令和3年第2回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をさせていただいております提案の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信の一端と令和3年度の主要施策について申し述べます。

このたびは、新型コロナウイルス対応に専念をさせていただきながらの町長選挙となりま

したが、町民の皆様方からの負託を受けることができ、5期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。

重責に身の引き締まる思いでございます。町民の皆さんの大きな期待と信頼にしっかりと応えられるよう、全力を尽くしてまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私が生まれ育ったこの蟹江町を、住んでみたいまち、そして、住みやすいまちにしたいとの思いで町長選挙に立候補し、初当選をさせていただいたのが平成17年3月でございます。そして、町長就任以来、16年間で137回のまちづくりミーティングを重ねながら、町民の皆さんとの対話を第一にしたまちづくりと堅実な町政運営を理念に掲げ、全力で町の発展に取り組んでまいりました。

この間の社会情勢といたしましては、全国的に少子高齢化が進展する中で、グローバル化やデジタル化が進み、当町を取り巻く環境が大きく変化をしてまいりました。

こうした中で、「観光・環境・改革」の3Kから始まった政策方針も、16年間の間に「健康・教育・国際・共生・子育て・高齢者・郷土」を加え、10Kとし、変えるものは変え、守るべきものは守り、様々な施策に取り組みながら、町の魅力を高めてまいりました。特に3Kの観光では、文化と観光の拠点として、観光交流センター「祭人（さいと）」を整備し、ユネスコ無形文化遺産に登録された須成祭をメインテーマに、観光・産業の振興、交流人口の拡大、そして地域の活性化に取り組んでまいりました。新たに加えた「国際」では、アメリカ合衆国イリノイ州マリオン市と姉妹都市提携を締結し、双方向の交流を実現して10周年を迎えることができました。

また、第4次蟹江町総合計画の重点プログラムに挙げました「協働まちづくり」では、住民による団体、グループ等が中心となり、地域課題の解決に向けて取り組む活動を「協働地域づくり支援事業」として積極的に支援してまいりました。その結果、幾つかの団体の活動については、委託事業にまで進展させることができました。

そのほか、JR蟹江駅北側の桜地区では、土地地区画整理事業により、新たな市街地を形成したことに加え、今年1月にJR蟹江駅の自由通路と橋上駅舎を供用開始し、南北の通行と駅利用が可能となるなど、駅周辺の活性化にも取り組んでまいりました。

少子高齢化社会においても、安心して暮らせる環境の整備、南海トラフ地震等の大規模災害への備えや、公共施設等の老朽化対策などが必要となる厳しい状況の中ではありますが、町民の皆様や議員各位に支えていただき、様々な政策を着実に実行することができました。

一方で、誰もが希望を抱いて迎えた令和という新たな時代は、コロナ禍で先行き不透明な状況でございます。コロナ後の社会においても、あらゆる面で持続可能なまちづくりを目指し、当町の将来を見据えた施策、そして事業を進め、次代に責任を持ってバトンをつないでいく所存でございます。

それでは、5期目の町政運営に当たる私のビジョンを申し上げます。

5期目におきましても、町民の皆様との対話を第一に、コロナ禍で人と接する機会が著しく減った今だからこそ、人と人とのつながりを大切に、当町の魅力を高めながら、人や社会を思いやる「粋な蟹江（まち）」づくりに取り組んでまいります。就任以来、実施しておりますまちづくりミーティングを継続し、町民の皆さんの生の声を町政に反映させてまいります。また、若者が希望を持って住み続けられるよう、妊娠・出産から育児、子どもの成長に至るまでの切れ目のない支援と、子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を進めてまいります。そして、誰もが災害への不安を抱くことなく、安心して暮らすことができるよう、ハード面の防災対策を着実にを行うとともに、町民と行政の協働を基本としたソフト面の防災対策にも積極的に取り組み、防災力が高い地域づくりを目指します。

また、近鉄富吉駅南地区におきましては、駅の利便性を生かしたまちづくりを進めるために、土地区画整理事業などにより、日常生活における利便性が確保され、良好な移住環境の形成を図ります。また、蟹江町の強みであります住みやすさと、温泉、水郷の風景、須成祭をはじめとした当町の魅力を町内外に発信することで、都市イメージの向上、来訪者や移住者の増加を図るとともに、現在住んでいる町民にとっても愛着が深まる地域づくりを目指します。

そして、デジタル社会を見据え、当町においても行政のデジタル化を進めてまいります。未来技術の活用により、町民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、限られた人的資源をより価値のある業務に注力することで、行政サービスのさらなる向上を目指します。

以上、5期目の町政運営に当たる私のビジョンを申し上げます。

令和3年度予算におきましては、さきの3月議会定例会におきまして骨格予算として議決をいただきましたが、今議会に提出をいたしました補正予算案の内容とともに、令和3年度の特に主要な施策について、第5次蟹江町総合計画の分野別計画に掲げる5つの枠組みに沿ってご説明を申し上げます。

まず、分野1、子育て・健康・福祉、「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、子育て包括支援事業につきましては、子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児などの状況を、継続的・包括的に把握し、保健師や助産師等の専門家による相談対応や適切な支援を行うことにより、安心して子どもを産み育てる環境を整え、子どもの健やかな成長につなげてまいります。

また、出産後に心身の不調や育児不安があるなど、支援が必要な方に対して、産後ケア事業により、当町が指定をする医療機関に宿泊しながら、心身のケアや育児サポートを行うことで、産後も安心して子育てができるように支援をしてまいります。

2、保育、幼児教育、学童保育事業につきましては、多くの入所希望をいただいておりますが3歳未満児の受け入れにおいて、保育及び教育を一体的に行う認定こども園の果たす役割が大きいと考えております。そこで、私立幼稚園の認定こども園への移行を後押しし、施設整備を行うとともに、就労する保護者へのニーズにしっかりと対応してまいります。

また、平成30年度から全学年が対象となった学童保育につきましては、利用者が年々増加をしております。私立幼稚園と協働して新たな学童保育所を2カ所開設し、放課後や夏休み期間等、児童の安心確保と共働き世帯の支援に努めてまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故で、他人にけがを負わせたり、他人の財産の損壊や電車等を運行不能にさせるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を開始し、認知症の方やその家族の不安を軽減してまいります。

また、運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、電動アシスト自転車の購入費用の一部を補助することで、高齢者の自動車運転事故の防止を図るとともに、健康的な移動手段の利用を促進し、高齢者の外出の機会を創出してまいります。

4、公的扶助制度事業につきましては、障がいをお持ちの方やひとり親家庭等の社会的に弱い立場にある方が、経済的な不安なく医療を受けることができ、健康に生活ができるよう、引き続き支援をしてまいります。

また、子ども医療費助成制度の対象年齢を、これまでの15歳到達の年度末から、18歳到達の年度末まで拡充をし、入院及び通院の医療費を所得制限なく助成いたします。医療費への経済的な不安を軽減することで、適正な受診機会を確保し、子どもの健やかな成長と、安心して子育てができる環境づくりに、今まで以上に取り組んでまいります。

次に、分野2、教育・文化、「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、GIGAスクール構想の実現として、児童・生徒に対し1人1台のタブレット端末等を整備し、主体的、対話的で深い学びを実施するとともに、令和3年度が学校におけるGIGAスクール元年となることから、ICT支援員等も積極的に配置し、ICT機器を活用した円滑な授業を実施してまいります。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しては、補助教員の充実を図るとともに、外国にルーツを持つ児童・生徒に対しては、日本語指導員の充実を図るなど、より細かな支援体制を構築することで、不登校を予防・解消し、子どもたちの教育を受ける権利の保障に努めてまいります。

さらに、グローバル化に対応するため、引き続きネイティブスピーカーで英語教育の強化を図り、多文化共生について学ぶ機会を提供してまいりたいと思います。

ハード面に関しては、国の補助金制度等を活用しながら、老朽化が進んでいる学校施設の

改修やトイレの洋式化を実施し、児童・生徒が快適に学校生活を送られるよう取り組んでまいります。

2、歴史文化の継承事業につきましては、郷土の大切な財産であります文化財を守り伝え、地域活性化に生かすため、文化財保存活用地域計画の策定を推進していきます。町内には須成祭をはじめとした、地域で育まれてきた文化財・文化遺産が数多く残されております。その一方で、コロナ禍の影響や生活様式の変化により、伝承の難しさに直面をしている事例があることから、策定に当たっては、専門家や関係機関の意見を反映させるだけでなく、住民参加のワークショップ等を実施し、町民に寄り添った計画づくりに努めてまいります。

また、歴史民俗資料館において、学芸員の専門的知識を生かした特別展等の事業を行うとともに、インターネット上で収藏品や町の歴史文化を紹介する「おうちミュージアム」を展開することで、若い世代への継承や、歴史文化のまちとしての情報発信の充実に取り組んでまいります。

3、図書館事業につきましては、子ども読書活動推進計画に基づき、図書館と町立小中学校の学校図書室をシステムでつなぎ、順次、蔵書データの共有化を図ることで、相互貸し出しなどのサービスを提供し、児童・生徒の学習支援と利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、分野3、環境・安全、「住み続けられる」安全・安心なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、地域環境の保全事業につきましては、老朽化が著しい斎苑を舟入斎苑に一本化するという火葬場管理運営協議会からの答申を受け、斎苑のみならず道路整備を含めた周辺環境整備の基本計画となります斎苑再編基本計画の策定に取り組んでまいります。

2、上水道事業につきましては、基幹管路、避難所に指定をされている小学校等、重要施設に係る管路の耐震化及び布設後40年を経過している配水管の布設替えを促進いたします。また、老朽化している水道施設につきましても、設備類の長寿命化を図るとともに、更新を進め、安全で安心な水道水の提供に努めてまいります。

3、下水道事業につきましては、近鉄富吉駅北周辺を区域とする富吉北処理分区の整備を行ってまいります。

また、学戸新田処理分区において、近鉄線を横断する管渠整備をするなど、緑・旭地区周辺の整備に着手をしてまいります。

4、消防・救急事業につきましては、高齢化による救急需要の増加を踏まえ、救急出勤体制の充実と救命率向上を図るために、適宜、救急救命士の養成を進めてまいります。

また、海部地区7市町村で共同で運用をしております海部地方消防指令センターにつきましては、令和6年度で廃止をし、新たに令和7年度から名古屋市消防局防災指令センターとの共同運用開始に向けて、必要な準備を進めてまいります。通信指令業務におけるさらなる

運営基盤の強化、災害情報の一元化把握により、災害対応能力の強化及び効率化を図ってまいります。

5、防災・危機管理事業につきましては、令和3年3月に想定最大規模の高潮浸水想定が出されたことに伴い、新たに高潮ハザードマップを作成し、町内全戸に配布をいたします。今後は、各町内会の防災学習会において、防災マップ、洪水ハザードマップ及び浸水津波避難ハザードマップと併せて、高潮ハザードマップを活用することで、さらなる町民の防災力の向上を図ってまいります。

6、交通安全事業につきましては、高齢者や青少年が自転車を利用する際に、交通事故による被害の軽減のため、自転車の安全で適切な利用の促進を目指し、自転車利用者に対してヘルメットの着用を普及させることを目的として、ヘルメットの購入費用の一部を助成いたします。

また、高齢者が運転する自動車の安全を支える対策として、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を防止するために、後付けの安全運転支援装置の設置費用の一部を補助いたします。装置の設置を促進することにより、高齢者の踏み間違いによる交通事故の減少につなげ、交通安全を推進してまいります。

次に、分野4、都市基盤・産業、「ちょうどいい」快適・便利なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、道路事業につきましては、予防保全の観点から、長寿命化を図るとともに、必要に応じて再整備に向けた検討を進めてまいります。

2、地域公共交通事業につきましては、供用開始をいたしましたJR蟹江駅の自由通路及び橋上駅舎のさらなる利便性の向上のため、都市計画道路弥富名古屋線からのアクセス道路となります都市計画道路南駅前線及び南側の駅前広場の整備に努めてまいります。

3、市街地整備・住環境事業につきましては、近鉄富吉駅南地区の市街化調整区域において、土地区画整理事業を施行する際に必要となる法に基づく事業計画の策定を行い、事業化に向けた最終調整を進めてまいります。

4、公園・緑地・景観事業につきましては、町民や事業者が行う優良な緑化事業に対して、新たな支援制度を設けることで、緑化活動を推進してまいります。

また、蟹江川かわまちづくり計画に基づき、愛知県と連携し、かつての水郷の里としての景観の整備を行うとともに、須成地区の蟹江川両岸の堤防道路に照明灯を設置することで、安全対策にも努めてまいります。

5、農業振興事業につきましては、担い手への貸付制度の活用や利用権設定を行うことで、農地の集約化を推進するとともに、排水機場や用排水機場の農業基盤施設に対する維持管理費用を支援し、農業生産基盤を適切に維持管理することで、優良農地の保全に取り組んでまいります。

6、商工業・サービス業の振興事業につきましては、商工会が実施するプレミアム商品券発行事業を支援し、新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ町内の消費喚起を促します。

また、公益財団法人あいち産業振興機構と連携し、よろず支援拠点出張相談事業を実施いたします。産業会館において相談員を配置し、月に1回の相談窓口を予約制で設置し、コロナ禍で悩みを抱える町内の中小企業者のあらゆる経営課題に関する相談に応じることで、中小企業の事業継続と経営力の向上を図ってまいります。

7、観光・シティプロモーション事業につきましては、国の地方創生推進交付金を活用した観光・産業振興プロジェクトに取り組みます。観光資源発掘事業といたしましては、町内の寺院体験型の観光拠点とする実証実験を行うなど、新たな町の魅力発見事業を推進いたします。そして、来訪者が町内を周遊する移動手段として、レンタサイクルを整備するため、複数拠点での試験運用を行います。

観光推進に係る人材育成といたしましては、実施をする取り組みや実証実験を持続的な事業としていくために、各種事業の担い手育成に取り組みます。新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンドのみならず、国内在住外国人の誘客を見据えて、情報発信の多言語化を推進いたします。

さらに、体験型プログラムの実施に係る予約システムを構築し、来訪者の利便性の向上と誘客の増加を図るとともに、事業ごとに来訪者の分析を行うなど、今後のマーケティングに資するよう取り組んでまいります。

また、令和元年度に創立いたしましたかにえフィルムコミッションでは、これまでにテレビドラマ、企業コマーシャル、各種啓発動画の作成支援に係る実績が増えてきたことから、これまで以上にロケーション撮影を積極的に支援することで、より一層の観光振興の地域活性化につなげてまいります。

次に、分野5、行財政・共生、「みんなで取り組む」元気なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、協働の推進事業につきましては、令和2年度にコロナ禍で中止をいたしました協働地域づくり支援事業を再開いたします。地域において集客を要する事業の実施が難しいことから、代替措置を講じながら、各種団体の取り組みを支援するとともに、新たな協働の仕組みづくりを検討してまいります。

2、共生社会の推進事業につきましては、平成28年度に策定をいたしました蟹江町男女共同参画プランが計画最終年度を迎えます。これまでの施策を効果検証し、新たな課題や社会情勢の変化への対応を含めた第2次蟹江町男女共同参画プランを策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進してまいります。

3、行財政運営事業につきましては、行政の情報化を推進してまいります。このコロナ禍

において、社会でのデジタル化の要請が高まっており、国では、デジタル庁の創設が予定をされております。当町においても、この大きな社会変革の波を乗り切るべく、町民の多種多様なニーズを的確に捉え、行政手段のオンライン化や窓口での申請手続の簡略化に向けて、AIやRPAといった先進技術を行政業務に導入、そして活用し、町民の負担軽減と利便性の向上に取り組んでまいります。

また、公共施設等総合管理計画を具現化するために、公共施設個別施設計画に基づき、施設総量の縮減や配置の適正化に向けた検討を進め、長期的な視点で将来的な町民ニーズの変化にも対応できるよう、予防保全的な維持管理や計画的な改修を徹底し、公共施設の長寿命化を推進してまいります。

以上、令和3年度の主要事業につきましてご説明を申し上げます。

最後に、最優先課題といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

町民、事業者の皆様と共に感染防止対策に取り組んでまいりましたが、4月に入ってから新規感染者が増加をしており、予断を許さない状況が続いております。このような中、新型コロナウイルスの第4波を克服し、町民の皆さんのかけがえのない命を守るために、ワクチン接種を円滑に進めていくことが、目下の最重要施策になります。

保健センターにおいても、65歳以上の方を対象に、集団接種を軸としたワクチン接種を開始をされたところでございます。医師会の協力の下、希望される町民の皆さんに安心して接種していただけるよう、全庁一丸となって万全の体制で対応してまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、5期目の町政運営に臨む所信表明といたします。

令和3年6月3日、蟹江町長、横江淳一。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。これで「所信表明」は終わりました。

○議長 佐藤 茂君

次に、日程第4 報告第1号「令和2年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第1号、令和2年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度蟹江町一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、次ページをご覧ください。

令和2年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書。内容といたしましては、いずれも国の補正予算に係る補助を受けまして、コロナワクチン接種会場の整備や、小・中学校のトイレの洋式化の改修工事等を施工するものでございます。本年の2月の臨時議会、そして3月の定例議会にそれぞれ補正予算として上程済みでございます。

内容でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、翌年度繰越額が498万円でございます。

それから、9款の教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設整備事業、翌年度繰越額が6,809万円でございます。

それから、3項の中学校費、事業名、中学校施設整備事業、翌年度繰越額が7,805万6,000円でございます。

合計で1億5,112万6,000円の繰越額でございます。

なお、それぞれの繰越額の財源内訳につきましては、未収入特定財源といたしまして、国庫補助金と地方債、それから、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、報告が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないですので、報告第1号「令和2年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 議案第26号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第26号、蟹江町税条例等の一部改正について。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例。

今般は2条立ての一部改正条例でございます。

8ページのほうをご覧ください。

提案理由。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い規定の整備等の必要があるからである。

なお、9ページから22ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、23ページのほうをお願いいたします。

蟹江町税条例等の一部改正要点。こちらのほうは、税目ごとにまとめて改正要点をお示したものでございます。

第1条関係、蟹江町税条例の一部改正。

町民税、第26条、個人の町民税の非課税の範囲。

第35条の3の3第1項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。

附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等。

内容といたしまして、個人住民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族のうち、要件に該当しない者を除外することとされたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和6年1月1日から適用されます。

第33条の7、寄附金税額控除。

県民税において、愛知県知事が指定した県外法人に対する寄附金を寄附金税額控除の対象とすることに伴い、町民税においても同一の取り扱いとするため、規定の整備を行うものであります。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書。

第35条の3の3第4項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。

第51条の8、特別徴収税額。

第51条の9、退職所得申告書。

内容といたしまして、給与等の受給者が、給与等の支払者に対し、源泉徴収関係書類の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とすることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例。

セルフメディケーション税制を5年延長し、令和9年度までとするものでございます。

この改正は、令和4年1月1日から適用されます。

附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例。

コロナ禍における経済対策として、合計所得金額1,000万円以下の者について、住宅ロー

ン控除の面積要件を緩和し、一定の期日までの契約及び令和4年12月末までの入居を要件として、控除期間が13年の住宅ローン控除を適用できることとするものでございます。なお、減収額につきましては、全額国費で補てんされます。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

続きまして、固定資産税。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。

地方税法の改正に伴い、わがまち特例の規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。ただし、第24項の規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から適用されます。なお、表につきましては、対象資産ごとに改正の内容をまとめてお示ししたものでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、軽自動車税。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例。

附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例。

軽自動車税の種別割のグリーン特例（軽課）のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものでございます。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

表につきましては、対象者ごとに軽減の内容を表記させていただいているものですので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、第2条関係、蟹江町税条例等の一部を改正する条例（令和2年蟹江町条例第15号）の一部改正。

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、条項等の整理を行うものでございます。

この改正は、令和3年4月1日から適用されます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は総

務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第6 議案第27号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第27号、蟹江町手数料条例の一部改正について。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例。

蟹江町手数料条例（昭和39年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

2ページは新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

別表第1、個人番号カードの再交付に関する項を削除する。

附則、令和3年9月1日を施行日といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

1点だけちょっと確認させてください。

今回、手数料条例で、個人番号カードの再交付をなくすということなんですけれども、この件について、なくして再交付自体どうしていくのか、ちょっと基本的なことの確認だけお願いいたします。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまご質問のありました個人番号カードの再交付について、今後のことについてご回答させていただきます。

こちらは、地方公共団体情報システム機構による個人番号カード関係事務について、法律改正により明確化されまして、地方自治体に委託するという形に変わるということで、住民

の皆様から再交付の料金、手数料を徴収することには変わらないんですけれども、手数料条例から外れるという形となっております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

次に、日程第7 議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第28号、蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について。

蟹江町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例。

蟹江町子ども医療費支給条例（昭和48年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

2ページをご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象年齢を拡大することに伴い、必要があるからでございます。

3ページ、4ページにかけましては、新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第2条、定義。

第1項、第2号、子どもの要件を「15歳」から「18歳」に変更。

第3項、第4項を削ることに伴い、削除。

第4項、対象年齢拡大に伴い、削除。

第3条、受給資格者。

第1項、受給資格者として、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員、社会保険各法による被保険者、組合員もしくは加入者、婚姻をしているものを加えた。

第4条、支給の範囲。

第1項、「（以下、「医療保険自己負担額」という。）」を削る。

附則。

第1項、施行期日。

令和3年10月1日を施行日とした。

第2項、蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例等の一部改正。

次に掲げる条例の規定中、「蟹江町子ども医療費支給条例（昭和48年蟹江町条例第5号）に規定する未就学児」を「本町の区域内に住所を有し、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に変更。

第1号、蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年条例第25号）第2条第2項第5号。

第2号、蟹江町障害者医療費支給条例（昭和48年条例第31号）第4条第4号。

第3号、蟹江町精神障害者医療費支給条例（平成19年条例第18号）第5条第4号。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

先ほど、町長の所信表明でも触れられた事業だと思います。

まず、ちょっと1点だけ確認させてほしいのが、というか、改めてなんですけれども、今回この制度自体、医療費の親の負担を軽減するという目的で行われておるんですけれども、愛知県自体が、通院で義務教育の就学前までで、入学で、中学校卒業までということで、蟹江町は独自で上乘せをし、15歳までになっているんですけれども、今現在、15歳がどこまで、基本的な話なんですけれども、改めて今現在15歳の子ども医療費助成制度の状況を確認させていただきたいと思います。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただいまの板倉議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在の子ども医療費の状況でございますけれども、15歳到達の年度末までということで、

中学校を卒業する3月31日までを対象とさせていただきます。

こちらにつきましては、通院費も入院費につきましても、こちら、全額無料という形で補助をさせていただきます。

対象者数といたしましては、現在、大体約4,600名ほどのお子様に対して補助を出させていただきます。

医療費負担の全体額といたしましては、1年で大体1億8,700万円程度が、負担をこちらのほうでさせていただきます。ただし、先ほど板倉議員のほうからご説明がございましたように、愛知県の補助が、通院に関しましては就学前まで、また、入院につきましては中学校卒業の3月31日まで補助がありますので、その医療費のかかったうちの幾らかにつきましては、県のほうの補助を受けているという状況でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、町独自で行っている制度の、この今の制度自体を、15歳を18歳にするという年齢の引き上げということで考えればよろしいでしょうか。それだけ確認して終わりたいと思います。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

はい、議員のおっしゃるとおりで、そのまま18歳に引き上がると考えていただければ結構でございます。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

提案の背景に、お伺いしたいんですけども、けがのことなんですけれども、病気の場合はいいいんですが、スポーツとかにおいて、けがをするということが結構高校生とかというのは対象になる場合があるんじゃないかなというふうに予想するんですけども、スポーツ関係のけがとかそういうものになりますと、一応、保険というものが義務づけられているのか、任意かということとはちょっと分かりません。それぞれの状況にもよると思うんですが、そういうようなことで、そちらからそういう類いのお金も入ってくるということも考えられるわけですけども、これは一律にそういうことで無料化していくということもいいんですが、その辺の兼ね合いというのは考慮をされているのか、全くされていないのか。場合によっては本当にお釣りがきってしまうような感じの状況も考えられて、そこで無料化、無料化ということで、財政負担もかなりあるわけですので、その辺の背景とか兼ね合いというのは考えられて提案しているのかどうかということについてお伺いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございましたように、中村議員からご質問がありました件でございますけれども、今でも中学生までのお子様につきましても、学校などでけがをされたりだとか、

あと、よくあるのが交通事故に遭われたりだとかということがあるんですけども、学校でけがなど遭われた場合につきましては、学校のほうで保険を掛けてみえますので、そちらのほうで、実質4割分ぐらいお見舞金という形で入ってまいります。ただし、医療費、保険が利く分につきましては、医療費を町が3割分負担しておりますので、そのうち3割分につきましては町に返還していただきます。返還していただきますというよりも、ご家庭のほうから直接頂くわけではなくて、保険のほうから直接3割頂きまして、その残りの1割分につきましては、お見舞金ですよという形で保険のほうからご家庭のほうに渡る形になります。

ですので、年齢が引き上がった場合も、高校などに通ってみえる場合につきましては、保険が入っていてそのような同じような状況であれば、こちらのほうで、3割まず頂くという形になります。

また、交通事故など遭われた場合につきましては、こちらのほうは第三者の届け出というものをいただきまして、保険の請求で加害者のほうに請求できるものにつきましては、加害者請求をさせていただくという形になります。ですので、一律に何でも出るというわけではない場合もございますので、その辺は今までどおり厳格に、適切に運用させていただきたいと思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

ご答弁、大変丁寧に、お上品に言っていたいただいて、ちょっとよく全部は聞き取れないんですが、要するにそういう場合は、医療費の、町が負担する額というのは、ケース・バイ・ケースかもしれませんけれども、調整して、全額何でもかんでも医療費はただだよという対応はしていないというふうに理解すればいいんですか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

中村議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他にないでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第29号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第29号、蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について。

蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものとする。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例。

蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年蟹江町条例第25号）の一部を次のように改正する。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページは新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第2条、受給資格者。

第3項、「児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に変更。

附則。

公布の日を施行日とし、令和3年3月1日から適用することとした。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今回の条例改正なんですけれども、今までと所得の計算、さっきの改正要点のところ、「その額及び計算方法」を「政令第3号第1項並びに」とあるんですけれども、基本的にこの規定というのが、ちょっとついていないので分からないんですけれども、どんな内容の規定に変わる、資料があるんですしたらその辺ももらいたいですし、ちょっとその辺お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

取り扱いにつきましては、今までどおりという形で、おひとり親家庭の算出、受けていただく場合の算出方法につきましては、今までどおりで変わりはないんですけれども、今まで愛知県の条例、要綱に従って、うちのほうも実施をしているんですけれども、まず、児童扶養手当の算出を準用するというような曖昧な書き方であったんですけれども、それをもう少し、施行令が改正されたことによりまして、もう少し具体的にその部分のどこを参照しますよという形に切り替わってきたという形になります。ただ、何か不利益があったりだとか、そういう形ではなく、今までどおりの計算にさせていただきたいと思います。

条例のほうに載っていないのでという形なんですけれども、条例のほうを、この部分をお出しすることはできますけれども、それでよろしいでしょうか、逆に。

○5番 板倉浩幸君

今までと変わらないんですよ、別に。変わらなくて、児童扶養手当を、対象者を出すのに、今回の規定の変更ということで、できればその規定、どんな内容なのか知りたいと思いますので、次の委員会のときまでをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、こちらの規定のほう、もう少し細かく書かれたものがございますので、早いところ、委員会までに提出をさせていただきたいと思います。

○議長 佐藤 茂君

ほかにありますか。いいですね。

(発言する声なし)

他に、それでは質疑がないですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩とさせていただきます。それでは、25分から開始いたします。よろしくお願いいたします。

(午前10時15分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

○議長 佐藤 茂君

先ほど、板倉議員さんが、「2番 板倉」ということで発言しておりましたけれども、

「5番」でありますのでよろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第9 議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第30号、蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正により必要があるからでございます。

3ページ、4ページは新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第2条、定義。

第23号、「第43条第3項」を「第43条第2項」に変更。

第42条、特定教育・保育施設等との連携。

第4項、「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号を」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に変更。

第1号、新設でございます。「町長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引

き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」を規定。

第2号、新設でございます。「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）」を規定。

第5項、「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「次に」を「次に」に変更し、「のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に変更。

附則。

公布日を施行日とした。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

1点だけちょっと伺いたいですけれども、じゃ、今回の基準の条例改正なんですけれども、当町において、蟹江町において、この施設自体が存在するのか、ないのかという、このことだけ確認をお願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町には、地域型保育事業を行っている事業所は現在ございません。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

蟹江町にはないということなんだけれども、まあ国か県か分からないけれども、基準が変わったから、今、変えておくということの認識でいいんですね。

○子ども課長 舘林久美君

はい、そうなります。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑はございませんでしょうか。

（発言する声なし）

それでは、他に質疑はないですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第31号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第31号、蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第17号）の一部を次のように改正する。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等により必要があるからでございます。

2ページから3ページにかけては新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第10条、職員。

第3項、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を追加。

第4号、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有するもの」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に変更。

第5号、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を追加。

第10号、新設。「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と

認めたもの」を資格者として規定。

附則第2条、職員に関する経過措置。

「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に変更。

附則。

公布日を施行日とした。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第11 議案第32号「新蟹江小学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第32号、新蟹江小学校トイレ改修工事請負契約締結について。

令和3年4月28日指名競争入札に付した新蟹江小学校トイレ改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

記

- 1、契約の目的、新蟹江小学校トイレ改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金6,545万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金595万円。
- 4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地1、株式会社加藤建設、取締役社長、加藤徹。
- 5、支出科目、令和3年度蟹江町一般会計繰越明許、9款教育費、2項小学校費、1目学

校管理費、14節工事請負費。

2ページをご覧ください。

指名業者選定調書でございます。

ナンバー1、株式会社加藤建設からナンバー10、株式会社那須建築蟹江支店まで10社を掲載させていただき、自己資本金、総合数値、格付をつけさせていただいております。

3ページをご覧ください。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数はおおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定に基づく本工事の発注基準は、建築工事・等級B（2,000万円以上1億円未満）相当工事である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第3項に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和2・3年度蟹江町建設工事業者一覧（建設工事）より、上記2及び3の条件を満たす建築工事・等級Bの業者は、1社である。

5、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第2項の規定に基づき、1段階上位の建築工事・等級Aの業者2社及び1段階下位の建築工事・等級Cの業者1社を追加した。

6、上記5の理由により3社追加しても蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、海部津島地区に本社を有し、過去2カ年間の間において官公庁工事を受注している等級Bの業者で工事総合数値の上位6社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定した。

4ページをご覧ください。

令和3年4月28日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

工事内容としまして、新蟹江小学校トイレ改修工事。こちらは、校舎の1階から4階までの中央階段横のトイレブースを、男子洋式トイレ6基、うち多目的2基、女子洋式トイレ14基、うち多目的2基に改修工事するものであります。

ナンバー1、株式会社加藤建設が、2回目の入札、5,950万円で落札をいたしました。落札率は99.2%でございます。

なお、この工事が完了しますと、新蟹江小学校のトイレ洋式化率が13.1%から49.1%になり、蟹江町全体といたしましては50.6%となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第33号「蟹江北中学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第33号、蟹江北中学校トイレ改修工事請負契約締結について。

令和3年4月28日指名競争入札に付した蟹江北中学校トイレ改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

記

- 1、契約の目的、蟹江北中学校トイレ改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金7,535万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金685万円。
- 4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町西之森二丁目91番地、大藤建設株式会社蟹江支店、支店長、村山英敏。
- 5、支出科目、令和3年度蟹江町一般会計繰越明許、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費。

2ページをご覧ください。

指名業者選定調書でございます。

こちらは、先ほど説明させていただいた新蟹江小学校と全く同じとなりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

こちらも、新蟹江小学校と同じとなりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

では、最後、4ページをご覧ください。

令和3年4月28日に執行しました当該工事の入札執行調書でございます。

工事内容は、蟹江北中学校トイレ改修工事。こちらは、1階から4階までの西側階段横トイレブースを、男子洋式トイレ4基、女子洋式トイレ16基、多目的トイレ4基に改修工事するものであります。

ナンバー2、大藤建設株式会社蟹江支店が、2回目の入札、6,850万円で落札いたしました。落札率は99.2%です。

なお、この工事が完了いたしますと、蟹江北中学校のトイレ洋式化率は18.6%から41.5%になり、先ほど申し上げましたとおり、町全体としましては50.6%となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第34号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第34号、令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,567万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,542万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いします。

歳入予算でございます。

今回の補正案につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の国の補助金を活用いたしました各種支援策や、骨格予算として計上いたしました当初予算に加えまして、今回、新規事業を中心に必要事業の経費を計上させていただくものでございます。

歳入の予算でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金、補正額といたしまして428万9,000円の増額補正でございます。総務費の補助金といたしまして、地方創生臨時交付金（RPA導入事業）174万7,000円の補正額でございます。こちらのほう、定型的な業務を自動化するためのソフトウェアの導入費でございます。

それから、もう一つ、地方創生臨時交付金（庁内ネットワーク無線化環境構築事業）、補正額が254万2,000円。こちらのほう、庁舎内のネットワークを無線化することによります会議室の環境整備でございます。

それから、15款の国庫支出金、2項の国庫補助金の2目民生費国庫補助金でございます。補正額のほうが3,356万9,000円の補正でございます。内訳といたしまして、2種類ございます。老人福祉費補助金、補正額が126万9,000円でございますけれども、こちらのほう、地方創生臨時交付金のみどりの家トイレ等改修工事ということで、みどりの家のトイレを洋式化するものでございます。

それから、もう一つ、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業補助金でございます。その内訳といたしまして、さらに2種類ございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務費補助金のほうが110万円の補正、それから、同事業の事業費の補助金のほうが3,120万円の補正額でございます。

それから、3目の衛生費国庫補助金、補正額が122万3,000円でございます。こちらのほう、地方創生臨時交付金の新型コロナウイルスワクチン管理における非常用電源確保事業というところでございます。こちらのほう、非常用電源を確保いたしまして、不測の事態に備える施設整備でございます。

それから、4目の商工費国庫補助金、補正額が2,291万2,000円でございます。こちらのほう、また後ほど全員協議会でご説明をさせていただきますけれども、地方創生臨時交付金、げんき商店街推進事業費補助金交付事業、プレミアム商品券の発行事業でございます。地域の活性化を図るものでございます。

それから、6目の教育費国庫補助金、補正額といたしまして887万円でございます。こちらのほう、小中学校費の補助金ということで、全部で内訳3種類ございます。学校保健特別対策事業費補助金、補正額が191万3,000円。それから、公立学校情報機器整備費補助金、補正額が388万円。さらに地方創生臨時交付金の学校保健特別対策事業といたしまして、補正額が111万6,000円でございます。学校保健特別対策の補助金と地方創生臨時交付金につきましては、ともにコロナ感染症対策としての消耗品等の購入に対する補助でございます。公立

学校の情報機器につきましては、学校 I C T 借上料に対する補助でございます。

それから、社会教育費の補助金といたしまして、地方創生臨時交付金（学校図書館システム整備事業）といたしまして、補正額が196万1,000円でございます。こちらのほう、図書の整理及び電子化を推進するための補助でございます。

それから、国庫支出金の最後でございます。8目消防費国庫補助金、補正額といたしまして354万6,000円の補正でございます。内訳といたしまして、地方創生臨時交付金（感染症対策用救急資機材整備事業）というところでございます。内容といたしましては、救急車2台に自動式の心マッサージ器を1台ずつ配備するものでございます。そのための補助でございます。

続きまして、16款の県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額といたしまして231万9,000円でございます。内訳としまして、3種類ございます。南海トラフ地震等対策事業費補助金が157万9,000円、それから、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金64万円、それから、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金、補正額が10万円でございます。いずれも安心・安全な事業に対するところの県の補助でございます。

それから、5目の商工費県補助金、補正額が1,400万円、こちらのほうは、先ほどの国の交付金を活用した県の補助ということで、プレミアム商品券の発行事業の補助でございます。

それから、6目の土木費県補助金、補正額は200万円、緑化推進費補助金といたしまして、都市緑化推進事業補助金というところでございます。緑化事業に対する県の補助でございます。

それから、19款の繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額が9,000万円、それから、公共施設整備基金繰入金、補正額が3,800万円でございます。いずれも今回の補正予算における所要額に充当させていただくものでございます。

最後に繰越金でございます。20款繰越金、1項1目の繰越金、内訳といたしまして、前年度繰越金が2,494万4,000円の補正でございます。こちらのほう、歳入歳出の不足額、差引不足額に充当させていただくものでございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

1款議会費、1項1目でございます。補正額が21万8,000円の補正でございます。内訳といたしまして、修繕料でございます。こちらのほう、放送機器の無停電電源装置の更新費用というところでございます。

それから、2款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が736万4,000円でございます。内訳といたしまして2種類ございます。いずれも委託料でございます。内部情報管理事業といたしまして、庁内ネットワーク無線化環境構築業務委託料でございます。補正

額が436万4,000円、庁舎内の情報系のネットワークを無線化するものでございます。

それから、まち・ひと・しごと創生事業（先進技術の導入・推進事業）というところで、RPA導入業務委託料でございます。補正額が300万円、こちらのほう、定型業務を自動化するためのソフトウェアの導入費でございます。

それから、4目の財産管理費、補正額が1,892万円でございます。こちらのほう、修繕料というところで、昇降機（エレベーター）の改修費用といたしまして1,540万円。それから、空調設備の改修といたしまして352万円の補正でございます。いずれも本庁舎内のエレベーター、それとエアコンのほうの部分改修をさせていただくものでございます。

それから、10目の交通安全対策費、補正額が148万円でございます。こちらのほう、交通安全対策事業といたしまして、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金、補正額は128万円。それから、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金が20万円でございます。いずれも安全対策といたしまして、踏み間違いの急発進抑制装置の設置とか、自転車用のヘルメットの購入に対して補助を行わせていただくものでございます。

それから、12目防災対策費、補正額が473万7,000円でございます。こちらのほう、備品購入費ということで、防災資機材でございます。県の補助を活用いたしまして、避難所用の資機材等を整備するものでございます。

以上が総務費、続きまして3款の民生費でございます。

1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額が363万5,000円でございます。内容といたしまして、工事関係、工事請負費としまして、みどりの家のトイレ等の改修工事としまして217万8,000円でございます。老朽化によるみどりの家のトイレを洋式化するものでございます。

それから、老人福祉事業として、補助金でございます。電動アシスト自転車購入の補助金、補正額が45万円でございます。こちらのほう、自動車運転免許証を自主返納されました高齢者に対して、購入費用の一部を補助するものでございます。それから、繰出金が100万7,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

介護保険特別会計繰出事業として、介護保険管理特別会計繰出金でございます。こちらのほう、制度改正に伴うシステム改修費等の一部を一般会計から繰り出すものでございます。

それから、同じく民生費の2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額が1,027万9,000円でございます。内訳としまして2種類ございます。手数料の関係、子ども医療費審査支払手数料として13万9,000円、それから、扶助費としまして、子ども医療費としまして、補正額が1,014万円でございます。こちらのほう、令和3年の10月の診療分から、子ども医療費の受給対象年齢を18歳年度末まで拡充するための諸費用でございます。

それから、8目低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費、補正額が3,230万円でございます。こちらのほう、時間外勤務手当から、補助金です。低所得の子育

て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金まで、低所得者の子育て世帯に対する給付金の給付事業でございます。総額で3,230万円を計上させていただきます。なお、事業費につきましては、全額国庫補助でございます。

続きまして、4款の衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額が233万3,000円でございます。内訳といたしまして、費用弁償、パートタイム会計年度任用職員通勤費用弁償として23万3,000円、それから、備品購入費といたしまして、予防接種用の機器等というところで210万円の補正でございます。費用弁償については、ワクチン接種対応職員として採用しました職員の通勤費用、それから、備品購入費といたしましては、ワクチン保管用のディープフリーザーの移動用蓄電池を整備するものでございます。

それから、7目の斎苑費、補正額が816万6,000円でございます。内訳といたしまして、委託料が2種類ございます。蟹江町斎苑再編基本計画作成業務が799万7,000円。後ほどこちらのほうは全員協議会で詳細をご説明させていただく予定でございます。それから、本町斎苑交通誘導業務といたしまして、補正額が16万9,000円でございます。こちらのほう、お盆時期に交通指導員を配置いたしまして、車両の整理を行うものでございます。

それから、2項の清掃費、1目のごみ処理費でございます。補正額が143万1,000円でございます。内訳としましては、工事請負費でございます。

次ページをお願いします。

学戸エコステーション水道設置工事が82万2,000円でございます。作業環境を向上させるため、水道を設置するものでございます。

それから、委託料としまして、一般廃棄物搬出処分事業ということで、一般廃棄物積替場境界測量業務としまして60万9,000円でございます。こちらのほう、積替場の境界の確定測量を行うものでございます。

それから、続きまして6款の商工費、1項1目商工業振興費、補正額が5,334万円でございます。内訳といたしましては、また後ほど全員協議会でご説明をさせていただくものでございます。新型コロナウイルス感染症対策げんき商店街推進事業費補助金、プレミアム商品券発行事業でございます。

それから、7款の土木費、2項道路橋梁費、1目維持修繕費でございます。補正額が2,300万円、内容といたしましては、工事請負費といたしまして、道路維持補修工事でございます。町道の舗装、側溝の修繕等のための費用でございます。

それから、2目の道路新設改良費、補正額が1,300万円でございます。内訳として2つございます。まず1つ目が、町内団地側溝等整備事業ということで、中瀬台団地側溝整備工事としまして1,000万円。これは、経年劣化によるところの老朽化に対応するものでございます。それからもう一つ、交通安全施設等設置事業、交通安全対策工事としまして、補正額が300万円でございます。こちらのほう、防護柵等の取り替え工事を施工するものでござい

す。

それから、4項の都市計画費の1目都市計画総務費、補正額が200万円でございます。内訳といたしまして、都市緑化推進事業補助金でございます。これは県費補助を活用いたしまして、町民の方、または事業者が行う緑化事業に対して補助を行うものでございます。

それから、4目都市下水路費、補正額が3,500万円でございます。都市下水路整備事業といたしまして、町単独の下水路工事でございます。こちらのほう、未整備の開渠水路を暗渠の水路に改修させていただくものの費用でございます。

それから、8款の消防費、1項消防費、1目常備消防費でございます。補正額のほうが608万8,000円でございます。内訳としまして、備品購入費でございます。救急用の器具というところでございます。歳入のところで少し申し上げましたけれども、こちらのほう、コロナウイルスの感染対策の一環といたしまして、現行、運用しております救急車2台に自動式心マッサージ器を1台ずつ配備するものでございます。

それから、3目の消防施設費、補正額が100万円でございます。こちらの内訳としまして、消防団格納庫外壁塗装工事でございます。こちらのほう、経年劣化に伴う外壁の塗装工事でございます。

それから、9款にまいりまして、教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額が383万円でございます。内訳といたしまして、消耗品が369万3,000円、それから備品購入費が13万7,000円でございます。こちらのほう、各小中学校における新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や備品購入費でございます。

それから、2項の小学校費、1目学校管理費、補正額が493万4,000円でございます。内訳といたしまして、学校管理費といたしまして、委託料、プログラミング教育研修の委託料が8万3,000円、それからもう一つ、借上料です。プログラミング教育機器借上料が19万8,000円でございます。いずれもプログラミング教育の推進を図るための費用でございます。

それから、小学校の施設整備事業といたしまして、工事請負費、校舎修繕等工事ということで465万3,000円の補正額でございます。

それから、同じく中学校費としまして、学校管理費が572万6,000円の補正でございますけれども、中学校の施設整備事業、同じく校舎修繕等工事ということで、小中学校併せていずれも学校施設の環境充実を図りまして、児童生徒さんが安全で快適な教育環境を整えるものでございます。

最後に、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。補正額が50万円、内訳としまして、委託料、蟹江町駅伝大会計測業務委託料でございます。こちらのほう、選手のたすきの中に計測用チップを埋め込みまして、計測業務を委託するものでございます。

それから、2目の図書館費、補正額が639万1,000円でございます。図書館管理費としまして、委託料、屋上外壁改修監理委託料としまして25万円、それから、工事費といたしまして、

工事請負費としまして屋上外壁改修工事として468万2,000円の補正でございます。いずれも経年劣化による屋上の外壁改修工事の関連費用でございます。

それから、まち・ひと・しごとの創生事業といたしまして、学校図書館システム整備事業といたしまして、委託料の学校図書館システム保守委託料から借上料、学校図書館システム機器借上料まで、総額145万9,000円を計上させていただくものでございます。こちらのほう、新蟹江小学校をモデル校といたしまして、昨年度、システム導入した対象校を、他の4小学校に拡充するための関連費用でございます。

長くなりましたけれども、以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これで質疑に入りたいと思います。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回、前回3月議会も、骨格予算ということで、あと、国の臨時交付金も活用した地方創生臨時交付金かな。活用したコロナ対策の需用費がほとんどなんですけれども、そこで、今回の交付金、臨時交付金なんですけれども、前回、臨時議会でもお尋ねして、第3次で1億1,900万円ぐらいかな、入ってきた中で、これでほとんど全て充当して予算化したのか、その点を確認させてください。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の6月補正ではほぼ充当したかというようなご質問ですけれども、今回の6月議会の3号補正につきましては、実際に充てる事業費の約6割程度を充当させていただいております。事業費の約6割が交付金の充当額ということで、前回までですと約100%全額充てておったのを、ちょっとそこは少なめに見積もって充当させていただいております。

今回の6月補正で、約3,600万円ほどの充当額になりますけれども、差し引きしますと約2,000万円弱ぐらいまだ充当の余裕といたしますか、残はありますけれども、先ほども言いましたように、60%でちょっと低く見積もって計上させておりますので、最終的にはそこら辺で調整を図っていこうというふうに思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今までだと大体100%で、事業費の100%予算化をして、やらなかったり、そこまで執行しなかった分で調整していたんだと思うんだけど、今回、事業費の6割ということで、実際にそれでもっと、6割以上にいっちゃった場合、2,000万円まだ残りがあるという話なんだけれども、その6割というのはどういうふうで決めたのか。もうちょっと具体的に、それ

だけ確認させてください。

○政策推進室長 黒川静一君

これまでは、先ほども申しましたように、約100%の全額の予算で充当させていただいておりました。ただ、結果的に、決算の実績を見ますと、そこから減額ということが、いろんな事業のほうで多々ありましたので、そういったことを考慮して6割程度というふうにさせていただきました。

○5番 板倉浩幸君

今まで1次、2次でやってきた中で、コロナ対策の事業費で充てた部分が、当初からここまでいろんな事業でも半分しかいっていない。今までの執行率の経験で6割ぐらいにして、その分で事業費を充てたという認識でいいんですね。

○政策推進室長 黒川静一君

議員おっしゃるとり、そこら辺のことを考慮させていただいて、6割程度という、そういうふうにさせていただいております。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑はないですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第14 議案第35号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第35号、令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,225万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険システム改修費補助金、補正額100万6,000円。1節介護保険システム改修費補助金、説明の1、介護保険システム改修費補助金100万6,000円でございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額100万7,000円。1節事務費等繰入金、説明の2、事務費等繰入金100万7,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額201万3,000円。12節委託料、1、委託料、説明の3番、介護システム改修業務委託料201万3,000円でございます。こちらにつきましては、介護保険の報酬改定に伴うシステム改修費用を計上させていただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時18分)